

令和2年度 政務活動費の取り扱いについて

〔経緯〕 4月30日会派代表者会議において、新型コロナウイルス感染拡大に伴い今年度の常任委員会や政務活動での行政視察等実施が困難な状況であることから、執行見合わせとなる議会活動費の予算を減額し、新型コロナウイルス感染防止対策の市独自支援に充てることについて話し合われた。各会派にて協議され5会派と会派に属さない5名から、5月7日までに議会費予算の減額について了承を得た。

〔内容〕 条例に基づく政務活動費の額は一人あたり年額300,000円(25,000円/月×12か月)。コロナ禍で例年同様の活動を行うことは難しい状況を鑑み、半分150,000円(6か月分)を返還する。←令和2年度分交付決定は完了。4月30日交付済み。

〔政務活動費の額の根拠条例の整備〕

新型コロナウイルス感染症により、市民生活や地域経済に大きな影響がでている現状に鑑み、一日でも早く市民の安全・安心が取り戻せるよう早急な市の支援対応に係る経費に充てることを目的に、政務活動費の額を暫定的に減額するため、条例を制定する。

登米市議会政務活動費の交付額の特例に関する条例

登米市議会における会派又は会派に所属しない議員に対して交付する政務活動費の額は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に係るものに関し、登米市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年登米市条例第20号)第3条第1項の規定にかかわらず、月額12,500円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(政務活動費の返還)

- 2 この条例の施行前に、登米市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第1項の規定により政務活動費の交付を受けた会派又は会派に所属しない議員は、令和2年6月10日までに、既に交付を受けた額とこの条例の規定により算出した額との差額を返還するものとする。

《R2年度政務活動費交付額》

単位：円

会派・議員名(人数)	4/30 交付済 A	特例額 B	差額=返還額 A-B
大地の会 (7人)	2,100,000	1,050,000	1,050,000
新・立志の会 (5人)	1,500,000	750,000	750,000
太陽・みらい21 (4人)	1,200,000	600,000	600,000
日本共産党市議団 (2人)	600,000	300,000	300,000
令和の会・登米 (2人)	600,000	300,000	300,000
須藤 幸喜 (1人)	300,000	150,000	150,000
熊谷 和弘 (1人)	300,000	150,000	150,000
浅田 修 (1人)	300,000	150,000	150,000
伊藤 栄 (1人)	300,000	150,000	150,000
5会派・無会派4人	7,200,000	3,600,000	3,600,000

領収書等の添付様式

使途項目	政務活動費
整理番号	

領収書その他の証拠書類の添付欄

返納通知書兼領収書

下記の金額を納期限までにお支払ください。

987-0311

宮城県登米市米山町字桜岡鈴根36

浅田 修 様

金額	¥150,000 円
納期限	令和 2 年 6 月 10 日

摘要	令和2年度政務活動費(浅田修) 特例返還
----	----------------------

令和2 年度 所属 2010100000 議会事務局
 会計 01 一般会計 款 01 項 01 目 01 議会費
 細目 02 細々目 001
 節 19 細節 03 交付金
 細々節 001 政務調査交付金

発行日 令和 2 年 6 月 8 日
 管理番号 0008073-002



登米市長

下記の場所にてお支払ください。

指定金融機関 みやぎ登米農業協同組合
 指定代理金融機関 株式会社 七十七銀行
 株式会社 仙台銀行
 収納代理金融機関 仙北信用組合 石巻商工信用組合
 東北労働金庫 一関信用金庫 新みやぎ農業協同組合
 131032 宮城県 登米市

領収済印	2. 6. 8
	上記金額を領収しました。

(納 入 者 用)

--

事業名、使途及び内容等
<p>特例返還</p>

政務活動費支出簿

支出項目	調査研究費
------	-------

(単位:円)

整理番号	支出年月日	支出金額	摘 要
1	R2.5.11	24,000	タブレット端末通信料実費負担金
合計		24,000	

領収書等の添付様式

使 途 項 目	調査研究費
整 理 番 号	/
領収書その他の証拠書類の添付欄	

987-0311
宮城県登米市米山町字桜岡鈴根36

浅田 修 様

納 入 通 知 書 兼 領 収 書

下記の金額を納期限までにお支払ください。

金 額	¥24,000 円
納 期 限	令和 2 年 5 月 29 日

摘 要	令和2年度登米市議会タブレット端末通信料実費負担金
-----	---------------------------

発 行 日 令和 2 年 4 月 1 日
管 理 番 号 0008365-016

令和 2年度 所属 2010100000 議会議務局
会計 01 一般会計 款 21 項 06 目 03 節 01
細節 25 議会タブレット端末通信 細々節 001 議会タブレット端末通信料実

登米市長



下記の場所にてお支払ください。

指定金融機関 みやぎ登米農業協同組合
指定代理金融機関 株式会社 七十七銀行
株式会社 仙台銀行
収納代理金融機関 仙北信用組合 石巻商工信用組合
東北労働金庫 一関信用金庫 新みやぎ農業協同組合
131032 宮城県 登米市



(納 入 者 用)

事業名、用途及び内容等
タブレット通信料